

令和5年

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

第262回定例会

7月24日開会

7月24日閉会

第 262 回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

令和 5 年 7 月 24 日（月曜日）

出席議員(17名)

1番 小川正人君	2番 佐久間儀郎君
3番 渡邊誠君	4番 星守夫君
5番 村山一夫君	6番 齋藤英之君
7番 管原研治君	8番 渡部英幸君
9番 岡崎隆君	10番 佐久間克明君
11番 遠藤実君	12番 佐藤洋治君
13番 高橋たい子君	14番 大坂三男君
15番 眞壁範幸君	16番 佐藤清隆君
17番 菊池修一君	18番 一條功君

欠席議員(1名)

12番 佐藤洋治君

説明のため出席した者

理事長 滝口茂君	理事長職務代理者 山田裕一君
理事 黒須貫君	理事 村上英人君
理事 小関幸一君	理事 齋清志君
理事 大沼克巳君	理事 小山修作君
理事 保科郷雄君	助役 蜂谷洋君
監査委員 佐藤長壽郎君	教育長 船迫邦則君
会計管理者 水戸卓司君	総務課長 阿部和之君
企画財政課長 向山恒雄君	滞納整理課長 菊地秀行君
介護保険課長 大内豊君	業務課長 阿部直樹君
消防長 佐々木保方君	次長 遠藤次男君
管理課長 二瓶忠弘君	警防課長 阿部和弘君
指令課長 佐藤信浩君	教育次長 加藤雅章君

事務局職員出席者

事務局長 阿部浩司君 書記 関場幸江君

議事日程

令和5年7月24日（月） 午後4時00分開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸報告
- 第5 報告第1号 専決処分の報告について（公用車（化学消防ポンプ自動車）の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について）
- 第6 第12号議案 普通消防ポンプ自動車の取得について
- 第7 第13号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 第14号議案 仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 第9 第15号議案 令和5年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）
- 第16号議案 令和5年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第1号）

午後4時43分 閉会

本日の会議に付した事件

議席の指定

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸報告

報告第1号 専決処分の報告について（公用車（化学消防ポンプ自動車）の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について）

第12号議案 普通消防ポンプ自動車の取得について

第13号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第14号議案 仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

第15号議案 令和5年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）

第16号議案 令和5年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正（第1号）

午後 4 時00分 開会

○議長（小川正人君） これより、第262回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、理事長以下関係者の出席を求めています。

なお、時節柄、当組合においてもクールビズを実施しており、理事者及び議員並びに説明者も軽装により、議会に出席しておりますので、御承知願います。

本日の会議に、12番佐藤洋治君から欠席の届出があります。

ただ今の出席議員数は、17名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

本日の会議は、あらかじめお配りした議事日程をもって進めます。

日程第1 議席の指定

○議長（小川正人君） 日程第1、議席の指定を行います。

この度、組規約第5条の規定により、当組合議会議員となられました方の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、16番佐藤清隆君を指定いたします。

この際、新たに議員になられた方を御紹介いたします。

7月14日付けで川崎町議会から選出されました佐藤清隆君でございます。

○16番（佐藤清隆君） 皆さん、こんにちは。初めまして川崎町議会の佐藤清隆です。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（小川正人君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、9番岡崎隆君、18番一條功君の両君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（小川正人君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第4 諸報告

○議長（小川正人君） 日程第4、諸報告を行います。

はじめに、去る6月23日、神崎安弘君から一身上の都合によりまして組合議員を辞職したい旨の願いが提出され、地方自治法第126条の規定により、6月27日付けで、これを許可しましたので、御報告申し上げます。

これに伴い、議会運営委員会の委員に欠員が生じたので、仙南地域広域行政事務組合議会委員会条例第4条の規定により、7月20日付けで佐藤清隆君を指名選任したので御報告申し上げます。

次に、監査委員から監査結果の報告がありました。その写しはお手元にお配りしておりますので、御了承願います。

理事長より報告があります。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 本日ここに、第262回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多忙中のところ御出席をいただき、提出案件の御審議をしていただきますことに対し、厚くお礼申し上げます。

行政報告に先立ちまして、一言お祝いを申し上げます。ただいま議席の指定を受けられました川崎町の佐藤清隆議員には、改めまして御就任のお祝いを申し上げます。

また、白石市の小川正人議長、佐久間儀郎議員、御当選おめでとうございます。

今後の御協力、御支援をよろしくお願い申し上げます。

さて、行政報告といたしまして、はじめに、東京電力福島第一原発事故に伴う放射性物質で汚染された1キログラム当たり8,000ベクレル以下の農林業系廃棄物の焼却処理についてであります。

令和5年度は、搬入する市町と協議した結果、当初予定量に約300トンを加え、約1,300トンの牧草と堆肥を焼却処理することとし、本年5月8日から開始いたしております。

これまでのところ、処理は順調に進んでおり、焼却に伴う煙突排ガスなどは、組合ホームページ及び仙南クリーンセンターに設置している環境モニターで公表しているとおり、全て環境管理基準値以下の値となっております。

なお、追加する農林業系廃棄物約300トンの処理に要する経費につきましては、補正予算を編成し、本議会定例会に提案しておりますので、よろしくお取り計らい願います。

次に、ごみ搬入ウェブ予約システムについてであります。

構成市町の広報誌による事前の周知もあったことから、本年4月の本システムの導入は、スムーズに行われました。ごみ搬入者の施設利用の時間帯が平準化され、頻発しておりました搬入車両の渋滞も無くなり、ごみの搬入が順調に行われているところであります。

引き続き、構成市町の環境担当部署と連携を取りながら、ごみ処理について取り組んでまいります。

次に、斎苑ウェブ予約システム導入の進捗状況についてであります。

葬祭業者による本システムの試行運用を行った結果、正常に機能することが確認されましたので、8月1日以降の火葬の予約受付を明日から開始することとしております。

こちらについても、システムの開発業者や葬祭業者と連絡を取りながら、進めてまいります。

次に、高規格救急自動車の更新配備についてであります。

消防車両の更新につきましては、消防車両整備計画に基づき、順次、更新配備を進めているところであります。

大河原消防署の高規格救急自動車は、取得後10年が経過し、老朽化が著しいことから更新を図ったもので、新車両を本年3月23日に配備し、同月30日から運用を開始いたしましたので、御報告申し上げます。

次に、AZ9ジュニア・アクターズ第31期生の入団状況についてであります。

将来の圏域を担う人材育成事業として実施しておりますAZ9ジュニア・アクターズ養成事業であります。本年度から新たに小学3年生から小学6年生までを対象に団員を募集いたしましたところ、第31期生として、10名の児童が入団することとなりました。

第29・30期生と合わせ25名のジュニア・アクターズは、来年2月の公演に向けて、活動を開始したところであります。

また、子供たちがいつでもレッスンに体験参加できるよう、公演の脚本が出来上がる10月末までをオープンレッスン期間と設定しました。

この期間には、構成市町と連携した演劇体験ワークショップを開催するなど、様々な機会を捉えて、更なる団員の募集を行ってまいりますので、議員各位の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、仙南ふるさとコミュニティー・メディアグランプリの結果についてであります。

令和4年度は、紙しばい部門に1作品、ムービー部門に6作品、記録映像部門に1作品の計8作品の応募がありました。

去る2月27日に行われた審査会の結果、紙しばい部門では、しばた100選活用チーム豊川光雄氏の『船岡の慈父「飯淵七三郎物語」』が、ムービー部門では鈴木哲也氏の『郷土の先人 小室達 甲冑堂 物語～孝女像に込められた思い～』が、記録映像部門では川崎町教育委員会栗野繁氏の『壮大な堀の連続 前川本城跡』が、最優秀賞にそれぞれ選定されました。

また、仙南2市7町の視聴覚教育指導員と視聴覚教材センターが共同で制作した『仙南地域のゆるキャラが紹介！ ニュースポーツ～ラダーゲッターとボッチャ』は、参考出品のため審査の対象外でありましたが、審査委員からは非常に完成度が高い作品であると高評価をいただいたところであります。

今回応募のありました8作品のうち、紙しばい部門の1作品と参考出品の作品を除くムービー部門の5作品が、「全国自作視聴覚教材コンクール」に推薦されることとなりました。

以上、御報告いたします。

日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（公用車（化学消防ポンプ自動車）の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について

○議長（小川正人君） 日程第5、報告第1号、専決処分の報告について（公用車（化学消防ポンプ自動車）の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について）報告を求めます。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 報告第1号、専決処分の報告についてであります。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から理事会に委任されております交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関するもので、令和5年5月15日付けで理事会において専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

事故の概要であります。本年4月17日、白石消防署の化学消防ポンプ自動車が、セヶ宿町内で発生した交通事故に伴う救助事案に出動し、現場活動終了後に方向転換のため車両を後進させたところ、右隣に駐車していた白石警察署の車両に接触する物損事故を起こしたものであります。

この事故により、相手方車両の助手席側後部に損傷を与えたことから、保険会社を通じた話し合いの結果、相手方に過失はなく、当組合が相手方に14万1,581円の損害賠償金を支払うことで、専決処分書のとおり和解したものであります。

なお、損害賠償金の支払であります。当組合が加入しております保険会社により対応するものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小川正人君） 以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認めます。（「質疑あります」の声）失礼しました、7番管原研治君。

○7番（管原研治君） はい、7番管原でございます。ただ今事故の処理について、報告をいただきました。当組合の消防車両の損害についてどの程度の額が発生したのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（小川正人君） 佐々木消防長。

○消防長（佐々木保方君） 消防本部の佐々木です。白石消防署の化学消防車ですが、ドアの修理ということで18万円ほどの金額がかかっております。以上です。

○議長（小川正人君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認めます。以上で報告第1号を終わります。

日程第6 第12号議案 普通消防ポンプ自動車の取得について

○議長（小川正人君） 日程第6、第12号議案、普通消防ポンプ自動車の取得についてを議題

といたします。理事長から提案理由の説明を求めます。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第12号議案、普通消防ポンプ自動車の取得について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回取得しようとする車両は、白石消防署七ヶ宿出張所及び大河原消防署に更新配備する普通消防ポンプ自動車2台であります。

現在配備されている車両は、2台とも取得後18年が経過しており、車両本体に劣化が見られ、災害現場において支障を来す懸念が出始めたことから更新するものであります。

更新車両は、降雪地帯に対応するためオールシャッター仕様とし、水槽及び配管に電気ヒーターを取り付けるなど、凍結防止対策を講じた車両となっております。

また、七ヶ宿出張所に配備する車両には、容量が600リットルの小型水槽と圧縮空気泡消火装置を装備し、水利不足の現場においても消火活動能力の向上を図ろうとするものであります。

入札参加者につきましては、資格、信用ともに十分である当該車両の製造及び納品メーカー全9者を指名し、8者出席の下、地方自治法施行令第167条第2号の規定により、去る4月24日に入札会を行っております。

その結果、最低価格を提示したトーハツ県南サービス株式会社を契約の相手方と定め、取得価格9,240万円をもって、4月28日付けで物品売買仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び仙南地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、参考資料として、入札経過に関する資料を添付しておりますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小川正人君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声）
質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声）
討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第12号議案、普通消防ポンプ自動車の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第12号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 第13号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する
条例の一部を改正する条例

○議長（小川正人君） 日程第7、第13号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。理事長から提案理由の説明を求めます。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第13号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けが本年5月8日から5類感染症に引き下げられたことから、人事院は、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当を廃止しております。

このことから、当組合におきましても、同様の措置を講ずるため、組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小川正人君） 続いて、詳細説明を求めます。阿部総務課長。

○総務課長（阿部和之君） 第13号議案、組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

参考資料の3ページ、4ページをお開き願いたいと思います。

当組合では、これまで新型コロナウイルス感染症の患者を搬送した時や、消毒作業を行った時などには、防疫等作業手当を支給しておりましたが、理事長の提案理由にありますとおり、人事院規則の改正にらひ、防疫等作業手当を廃止しようとするものであります。

条例の改正内容としましては、4ページの新旧対照表を御覧願いたいと思います。

防疫等作業手当を廃止するため、現行附則の第2項の前の見出し、第2項及び第3項を削るものであります。

その結果、附則が第1項のみとなりますので、第1項の見出しと項番号を削るものであります。

なお、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（小川正人君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第13号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第13号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 第14号議案 仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（小川正人君） 日程第8、第14号議案、仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。理事長から提案理由の説明を求めます。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第14号議案、仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

近年、電気自動車等に充電する急速充電設備につきましては、高出力化へのニーズが高まっております。

これを受けて、総務省消防庁において全出力が200キロワットを超える急速充電設備の火災危険性について検討を行いましたところ、新たな火災危険性は確認されませんでした。

これを踏まえ、総務省は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令を改正し、従来は全出力20キロワットを超え200キロワット以下のものを急速充電設備として、200キロワットを超えるものを変電設備として取り扱ってきたものを、200キロワットという上限を撤廃し、全て急速充電設備として取り扱うこととしました。このほか、蓄電池設備や固体燃料を使用する火気設備などについて基準の見直しを図っております。

このことから、当組合におきましても当該省令の基準に従い、同様の措置を講ずるため、組合火災予防条例の一部改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（小川正人君） 続いて、詳細説明を求めます。遠藤次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（遠藤次男君） 議案書の5ページをお願いいたします。第14号議案、仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について、こちらは主に急速充電設備関係となっております。

概要としまして、別冊参考資料の5ページをお開き願います。

表の一番上になります、目的及び効果としまして、近年、国内では電気自動車等の普及が進む中で、急速充電設備で高出力化へのニーズの高まりと今後の需要が予想されます大型電動バスや大型電動トラックの普及拡大に向け、大容量バッテリーに対応した急速充電設備が必要であるため、現行の全出力上限が撤廃されるなど、国の省令改正が行われたことから、同様に当組合火災予防条例につきましても所要の改正を行うものであります。

表の中段にあります概要、要点としまして、黒ポツひとつ目の急速充電設備の所になりま

す。現行の全出力上限であります200キロワットを超えることで新たな火災危険性は確認されなかったことから、全出力上限を撤廃しまして、全出力20キロワットを超えるものに改め、火災予防上、必要な措置を講じるものであります。

その他としましては、6ページの新旧対照表を御覧願います。

上の欄の改正案のほぼ中央になります。急速充電設備、第11条の2、傍線を付した部分となります。現在は自動車や原動機付き自転車が充電の対象であります。電気を動力源とする自動車、原動機付き自転車、船舶、航空機その他これらに類するものに拡大されております。また、現在普及している急速充電設備の実態を踏まえ、急速充電設備は電気自動車にコネクタを用いて充電する設備であることと明確化されたものです。

再度、5ページの中段、概要、要点をお願いいたします。

黒ポツの2つ目となります。急速充電設備以外に、変電設備では文言の整理、蓄電池設備では容量単位の見直しなど、避雷設備では文言の整理、喫煙等では条例で定めた喫煙等の図記号を廃止し、国際標準化機構または日本産業規格に適合するものとされました。厨房設備では火気使用設備である調理器具、固体燃料、こちらは炭、木炭を燃料とする場合の火災予防上、安全な距離を加えるなど、これらについても所要の改正を行うものであります。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。急速充電設備関係につきましては令和5年10月1日から、変電設備、蓄電池設備及び厨房設備関係は令和6年1月1日から施行するものであります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小川正人君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第14号議案、仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第14号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 第15号議案 令和5年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正
予算（第1号）

第16号議案 令和5年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化
センター特別会計補正予算（第1号）

○議長（小川正人君） 日程第9、第15号議案、令和5年度仙南地域広域行政事務組合一般会

計補正予算第1号及び第16号議案、令和5年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算第1号を一括議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第15号議案、令和5年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第1号及び第16号議案、令和5年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算第1号の2議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

はじめに、一般会計の補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,929万7,000円を追加し、予算の総額を48億2,788万5,000円にいたそうとするものであります。

補正予算の概要であります。仙南クリーンセンターにおいて、農林業系廃棄物の受入量の増加に伴う処理経費を追加するほか、仙南リサイクルセンターにおきましては、破碎設備のグレード交換工事と防犯カメラの設置に要する経費を追加するものであります。

続きまして、仙南芸術文化センター特別会計補正予算についてであります。文化センター機能維持修繕計画に基づく空調設備更新工事に係る債務負担行為を設定するものであります。

なお、補正の詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小川正人君） 続いて、詳細説明を求めます。向山企画財政課長。

○企画財政課長（向山恒雄君） それでは、理事長の命によりまして、第15号議案及び第16号議案の詳細説明を申し上げます。

令和5年度予算書7月補正を御用意いたします。

補正予算書1ページをお開き願います。

はじめに、第15号議案、仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第1号でございます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,929万7,000円を追加し、補正後の予算総額を48億2,788万5,000円といたそうとするものであります。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページ・3ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出予算の詳細について、御説明申し上げますので、予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

はじめに、歳出予算でございます。

上段の4款2項清掃費におきまして、1,947万8,000円を増額とするものでございます。

1目清掃総務費の使用料及び賃借料では、防犯カメラ賃借料として18万1,000円を追加するものでございます。

これは、去る4月20日の予算説明会におきまして、御説明申し上げました、仙南リサイクル

センターの不祥事に対する再発防止策といたしまして、防犯カメラ4台をリース契約にて設置するハード面の対策経費でございます。

なお、係る財源につきましては、下段の8款1項予備費より同額を充当するものであります。

次に、2目じん芥処理費の委託料では、仙南クリーンセンターにおきまして、角田市と丸森町の農林業系廃棄物、約300トンの受入量の増加に伴う処理経費140万円を増額とするほか、工事請負費では、仙南リサイクルセンターの粗大ごみの破碎処理設備の1つである、グレードバーに異常浸食が認められたため、早急に交換を行う必要が生じたことから、予算を追加するものでございます。

なお、2目じん芥処理費の増額に係る財源につきましては、補正予算書の8ページ、9ページになりますので、こちらをお開き願います。

まず、農林業系廃棄物焼却関連業務に係る経費の財源につきましては、補助対象事業費の2分の1が国庫補助金、補助裏が震災復興特別交付税でありますことから、その見合い分を市町負担金といたしております。

このことから、表の中段、3款1項1目の衛生費国庫補助金及び上段の1款1項1目市町負担金を、それぞれ70万円ずつ追加するものでございます。

次に、仙南リサイクルセンターのグレードバー交換工事に係る財源につきましては、全額を、表の下段6款1項1目財政調整基金繰入金で対応しようとするものでございます。

以上が一般会計補正予算となります。

続きまして、補正予算書15ページをお開き願います。

第16号議案、令和5年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算第1号でございますが、債務負担行為の設定を行う補正予算でございます。

補正予算書16ページをお開き願います。

第1表債務負担行為です。

事項は、空調設備更新工事でございます。

期間につきましては、更新する空調設備が受注生産であることや、昨今の半導体不足による工事期間の長期化等を考慮いたしまして、令和5年度から令和6年度までの2か年を設定するものでございます。

なお、令和5年度は、ゼロ債務とし、令和6年度におきまして、歳入歳出予算を計上するものであります。

最後に、限度額につきましては、記載のとおり2億2,032万8,000円と定めるものでございます。

以上が、仙南芸術文化センター特別会計補正予算でございます。

以上で、第15号議案、第16号議案の詳細説明を終わります。

よろしく、御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（小川正人君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「議長、7番」の声）

7番管原研治君。

○7番（管原研治君） 7番管原でございます。ただ今、御説明があった中で予算書の10ページ、11ページの防犯カメラの件で、お尋ねをいたします。

4台を設置するというような事でした。それは賃借料、リースという事でしょうけど、リースの期間はどのような設定なのか、また4台をどのような場所に設置して、そのカメラの精度というか、例えばドライブレコーダーのように随時上書きされていくのか、スパンとしてどの位の期間を録画できるのか。その辺について、御説明できる範囲でお尋ねしたいと思います。（「はい、議長」の声）

○議長（小川正人君） 阿部業務課長。

○業務課長（阿部直樹君） ただ今の議員の御質問にお答えさせていただきます。防犯カメラでございますけれども、4台設置ということで、当該リサイクルセンターの死角になるところの東西南北の位置を基本に考えてございます。リース期間でございますけれども5年間のリース期間を考慮しておりまして、今回の7月議会で予算が議決されますと契約手続きに入りまして、9月頃から設置したいと考えており、それから5年後、令和10年8月末までのリース期間を考慮しております。以上説明いたします。（「映像については」の声）失礼しました。映像につきましては、ドライブレコーダーということではなく、もうちょっと精度の良いカメラを考慮しておりまして、録画機能がついてございます。録画機能については、今ここで具体的に何時間とか何日間とか録画できるか、私も今、中々説明が難しいのですが、ドライブレコーダーと同じく何日間から何か月後に自動的に上書きされるようなシステムを考えてございます。（「議長」の声あり）

○議長（小川正人君） 7番管原研治君。

○7番（管原研治君） ありがとうございます。そのような対策を取られたということなんですけれども、職員の方々にはしっかりと規律というか、自分たちの仕事の内容を理解していただければ、それで良いのかなど、そのためにも意識の、何て言うんだらう、回復を図るという意味で、それも必要だと思うんです。

これで充分対応ができるという風な考えを持っておられるのかどうか、これは助役の方に、是非お聞かせ願いたいと思います。（「はい、議長」の声）

○議長（小川正人君） 蜂谷助役。

○助役（蜂谷洋君） ただ今の議員の御質問にお答えいたします。まったくもって議員の御指摘のとおり、今回の不祥事につきましては、職員の、公務員倫理の欠如によるものかと思っております。

そのため、今回ハード面でカメラを設置することになりますけれども、それ以外にソフト面として、地方公務員法、公務員倫理の研修を行うことにいたしております。

すでに5月に1回行っておりますので、また秋頃に2回目を行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（小川正人君） 他に質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第15号議案、令和5年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第1号についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第15号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第16号議案、令和5年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算第1号についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第16号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、第262回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

御苦勞様でした。

午後4時43分 閉会

以上、会議の顛末を記録し、その正当なることを証するため署名する。

令和5年7月24日

仙南地域広域行政事務組合

議会議長 小 川 正 人

署名議員 岡 崎 隆

署名議員 一 條 功